

定 款

 五洋建設株式会社

五洋建設株式会社定款

第一章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は商号を五洋建設株式会社（英文では PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.）という。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負
2. 橋梁工事及び鉄構物、各種鉄工品の設計、積算、製造、加工、据付、販売、修理並びにコンサルティング業務の請負
3. 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発の事業及びこれに関する企画、調査、設計、積算、監理、運営、施工、製造、賃貸、売買並びにコンサルティング業務の請負
4. 海中土木工事及び特殊海中構造物の企画、調査、研究、技術開発、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負
5. 港湾、空港、河川、道路、鉄道、上水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、保有、維持管理及び運営
6. 緑化造園事業
7. 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定
8. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資、出資持分の売買並びに不動産特定共同事業
9. 土地の造成及び販売並びに土地造成工事の受託
10. 住宅、宅地の建設、販売、賃貸借及び管理
11. 建設用の資材、機器、機械装置の企画、調査、設計、製造、売買、賃貸借、修理及び輸出入
12. 船舶の設計、製造、修理、販売及びこれらに関するコンサルティング業務
13. プラント設備及びこれに関する加工部分材料の企画、調査、設計、製造、監理、建設及びコンサルティング業務の請負
14. 砂利、砂、土石の採取及び販売
15. 環境整備、公害防止の諸施設に関する企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負
16. 再生可能エネルギーに関する事業の企画、調査、設計、製造、施工、監理、運営、賃貸、売買及びコンサルティング業務、並びに電気及び熱の供給事業

17. 産業廃棄物・一般廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用並びにリサイクル施設の企画、調査、設計、施工、監理及びコンサルティング業務
18. 省電力のための設備機器に関する企画、調査、設計、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務
19. 測量
20. 建設技術のノウハウ、パテントの売買及び賃貸借
21. 医療施設、教育研修施設、ゴルフ場、テニス場等のスポーツ施設、ホテル、旅館等の宿泊施設、スキー場、遊園地等の経営、管理、賃貸及びコンサルティング業務
22. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業代理店業及び労働者派遣事業
23. 海上運送事業、利用運送事業及び運送取扱事業並びにその代理業
24. 工業所有権、著作権の取得、実施許諾、販売及びコンピューターソフトウェアの開発、取得、販売並びに情報処理サービス業
25. 事務機器の販売、賃貸及び保守管理サービス
26. 金銭貸付、債務保証等の金融業務並びに有価証券の保有及び売買
27. 前各号に関する国外における事業
28. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 5 億 9,913 万 5,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第三章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録の作成および備置)

第 17 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、その原本を 10 年間本店に備置き、その謄本を 5 年間支店に備置く。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役および代表取締役の選定)

第 21 条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。

2 代表取締役は取締役社長とし、他に取締役会の決議をもって代表取締役を選定することができる。

(役付取締役の職務範囲)

第 22 条 取締役社長は、会社業務の全般を統理する。

2 取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役社長に代って業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録の作成および備置)

第 27 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は 10 年間本店に備置く。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問および相談役)

第 31 条 当社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

第五章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会議事録の作成および備置)

第 38 条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は 10 年間本店に備置く。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約

に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 42 条 会計監査人は、株主総会にて選任する。

（会計監査人の任期）

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 44 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

（事業年度）

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等）

第 46 条 剰余金の配当等は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

2 前項のほか、当会社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

